

才3/Φニコ

日 英 批 判

に つ き ま よ う ひ は ん

塙 山 幸 別 裁 判

糾 弾

京都塙山幸別裁判糾弾園芸実行委員会

大阪戦旗社

TEL 06 (371) 3 7 0 6

はじめに

「……彼らは私をどういふ生い立ちであり、家族を
あつくり成り立ちであるなどいふことを計算に入れて
口尾の大部分の持つてゐる私たち部落出身者を白眼視
する差別の心さくすくするから自分達の失態、うやむや
に逃れようとしたのであります。そこには私達部落
出身者を人間とも思ひない明治政府以来の差別意識が
根強く残つてゐることを示してゐます。」

そして、彼等にとって更に都合のよかつたことは、
残念ながら私達は、平均して無学^都の者が多いというこ
とでした。……」

「互固にもつたつて無量の石川一雄氏の一切を奪ひ
、不当に獄中にとどめてきたのは、部落差別以外の
何ものでもありません。」

それは、行政^{行政}権力―差別行政を通して、あるいは
警察権力を憲法権力の手によつて、深く部落大衆の頭

上に打ちおろされてきた。

これら、資本家階級による搾取と政治的抑圧、そ
くて隷属の中で「鎖入の自由」「資本の鉄鎖」にくば
られ、苦しめ、それ故に半分の働者人、部落大衆の
結合をバラバラに打ち碎き、ブルジョア階級支配を固
き固きものとして、更にはその反目の下で血の一滴を
こぼりあげ、その私腹をこぼす巧妙な攻撃として作
り上げられてきたことは、この大山差別事件の中に明
らなるのである。

ア―我々は雇用公判斗争において、弁護団のうち一つ一つ
紐とられるこの差別デツキ上げ事件の真相^{真相}に驚愕し、
支配者階級のかり口をまやまやと我々身に思い知つ
されてきた。

スコッパ登見のデツキ上げから、ホー密内田差別判
決へと完成されていったこの差別デツキ上げ事件によ
つて、日帝資本家階級は、まんまと65「日韓条約」へ

に於ける朝鮮帝國主義として、警察権力の強化をなし、
無害の部落青年石川一雄氏の「死刑判決」、石川
リクロを深く全人民の眼裏に焼きつけ、動員斗争、
三池斗争、安部斗争へと大きく高揚した労働者人民、
部落大衆の斗いを封じこめる流れを真に恐れたので
あった。

だが、我々はまさに二二で、支配者階級の二の攻撃
に、全労働者人民が、服従せうしたことを深く身に
沁みて知らなければならぬ。

それは、あるいは、朝鮮地区住民の「あんな愚いこ
とをするのはおそろしい」という言葉、デッテ
上は別件逮捕から捕縛の中での「アコ」などはたして差
別的処罰、そして何よりも石川氏の無害を信ぜず警察
権力の差別で、千上げ攻撃にまげ、石川氏を「弁護士
不信」「ウソの告白」へとつみおとし、石川氏に権力
との対立した斗いを強し、まさにその批判・糾弾の相

手と壁した半護国、これらの中に明らかであり、差別
デッテ千上げ事件をデッテ千上げたうしろめた方として機
づいていのである。

二州を上げ、一審内田裁判判決を補完した日五
系弁護団による「控訴状書」、一部「量刑不当の項
」を撤回したと言えども、「石川氏が犯人である」と
いう部落差別に屈した主張に夢みられて、現在も根強く
生き續けており、二山をまぐる暴動、石川氏への
2 不当拘留・差別 母を強いている。

二の上に築き上げられる石川氏への「死刑判決は、
三池の部落大衆の中からは信じがたい、血の掬いで
あり、これは部落差別攻撃への苦斗の中からは差別分断
支配を打つ仲間と結果する労働者階級、部落大衆の
結合にふりかざれるかに他ならず、しかし、二の攻
撃により一層「武装せよ」と我々は叫び續けていか

なければならぬ。

戦后敗戦帝國主義日帝の復興から侵略帝國主義への
成長の過程は、まさに資本家階級、帝國主義国家権力
による、巧妙に政治支配を駆使した強権取り強ひ手を
労働者人民に強要していく過程に他ならなかった。

部落大衆、在日朝鮮人、「暗黒者」、山小未組労働
者、「在日労働者」のつぎ上げる斗いは、政治警察
と、それにこきした行政官僚、個別資本家、その民兵
職制などあるいは手配師によって軍力的に封殺され、又
日本共産党は、この中で一貫して、二山を打ち砕く力
を作り得ないばかり、明らかに50年代前半から、60
年代にかけて、積極的に権力に手をかけ、人民の敵
対にたてられて、積極的になっていたのである。

社会排外主義へと転落していったのである。
それは、まさしく全労働者人民の斗いへの裏切りの
一環であり、斗いの瓦解と、石断と遠く苦闘の道に他
ならず、全ての斗いの勝利をたけて、今斗いさぐさ把握

え取らなければならぬ支配階級への敗北の「中であ
る。朝鮮階級斗争は日朝鮮人の斗いを裏切り、侵略

帝日主義への成長を許し、平和と民主主義、独立と
議会の中でお願ひややくおまんした。そして部落差別
さ「一般的民主主義要求」に切り縮め、部落大衆への
孤斗を強し、65年を機とし、公然たる敵対「労働者階
級への排外主義的扇動」(わたし意証)するに致って、
く。これらの中で現在に致るまで三の権力の攻撃を打
3 用する斗いは現在端的に開始されている共同斗争を更
に深化し、差別分断・排外主義攻撃の熾烈・巧妙化に
対し、それを見抜き打ち破る階級的闘争日々の斗いの
中で打ち鍛え、一切の怒りの細流をよせ果の、単一の
階級斗争として、マルジヨア階級支配の破砕につぎ進
んでいかなければならぬ。労働者階級の斗いの勝利
の要であり、狭い差別裁判完全勝利はその発中の表現
である。だからこそ、今二の斗いの前進の前に立ちふ

さかり、武装解除を后退を強要する輩の討伐を明ら
かにしなければならぬ。とりわけ、44春の激動の
渦中において、赤い主の腐敗と新植民地主義支配
の遂行という資本家階級の攻撃に対し、「四民奮斗
—参院選—保革逆転」というスルジョウ政权交代劇
（「平和、中立、民主日本建設」といふ歪曲し、終
息せんとする社会排外主義の日々の全面的抬頭、
朝鮮半島の前進、大衆的昂揚の成果のサン膏、斗いの
勝利を売り渡す積極的敵対を打ち破り、勝利への分岐
の道を作りあげなければならぬ。

二のパンフはそのための「批判の武器」である。ニ
れをきにした部落上層、労働者、学生、高校生、市民
の皆さんが、一人く支配者階級を打ち倒す「批判の
武器（組組と実践）」として現実の力に作りあげ、無実
の石川一雄氏を尊厳し、其にその苦闘の成果を更に鋭
い「武器の批判」として全労働者人民の手中に渡して
いこうではありませんか。

差別公文書 趣意書「批判」

☆オ一審とオ二審における「趣意書」の位置
警察権力は「部落」の集まりといひ、徹底的に部落
大衆にたいする差別的予断と偏見を煽り、事件
に何の関係の持たない石川一雄氏を「犯人」にデッチ上
げ、部落地区住民やマスコミの差別キャンペーン
に随って、部落区として社会意識として差別観念を形成
に役なり、権力の前に膝まづかせ、その攻撃のチ
に労働者人民に差別分析支配のくさびを打ち込みま
んとする、一貫した部落差別攻撃の「いけにえ」とし
て、部落大衆に無実の石川氏をほうりこみこんどし
た。権力は司法権力と一体となつて事件経過のねつ
造、工作を行ひ、その政治的野望がけにより、
狭い差別事件—狭い差別裁判の一貫した部落差別攻

撃に不当デッチ上げ「逮捕—審判」の「極事論告」
「審判死刑判決」を導き出したのである。ウソの「自
白」を強制し進める権力の攻撃の真実中、石川氏は40日

間ものハリストをきかずに闘いを続け、権力を弾劾し
自分の無実を主張した。レハレ弁護団は石川氏の孤絶
の斗いに一切手をさしやる事むけ、並に、部落差
別の結果故の石川氏の社会的無知につけこんで、校
方の黄図則や攻撃の中を生きかされ「弁言」を強
いの問題、「自白」維持の過程を、石川氏の抑圧され
きたが故の性格、行動傾向の問題としてしか捉え取
りかつた。それは弁言団自らの差別分析支配に石川氏
の置かれてきた部落差別の現実への暴露した位置を全
くいんやいすることには及ばない。そして権力のウソ
の「自白」の強要に断固として闘った石川氏に、何の
答えることのない中田重人を頭目とする日共弁言
団によつて、オ一審「趣意書」が東京高裁に提

此れ以外のものを。それは一貫して石川氏を「犯人」としてきめつけ、部落差別にもつた「精神鑑定」を何度も繰り返し、更に三人共犯説を主張して、新たな部落青年二人をも収容に提供しようという内容のものである。まさに、狭山差別裁判糾弾斗争は無実の石川氏即時解放の法廷内における武器ともなるべきものか、曰く吾等、訂国の差別公文書「控訴趣意書」は、差別的精神報告や、第一審差別「死刑判決」の攻撃に全く屈服しきり、ケイサツの石川氏に対するウソの「自白」のねつ造過程——審「死刑判決」に賛められた部落一般の法律解釈論的に処理せんとしたばかりで、まさに積極的に「部落」悪の巢」ということを認め、差別判決に屈服することによって、狭山差別裁判糾弾斗争の無実の石川氏即時解放要求に敵対しているのである。

二の事は弁護団が検事論告の差別性を全く糾弾でき

ないばかりで、差別を差別として捉える事もできなかった。社会意識としての差別観念をありたて、テツ子あかき陰々にするために予断と偏見に満ちた検事論告の後さきつて「犯人」と部落の存在を関連づけて強調するのである。そのいつ存在として曰く吾等、訂国の提出した差別的「控訴趣意書」の位置である。

狭山差別裁判糾弾斗争のその攻め口は階級差別系中田道入弁護人に「量刑不当」の項は主張しない」といわれたながらも、差別的「控訴趣意書」の全面撤回を要求し得ていない現在、その「控訴趣意書」を認めた上で糾弾斗争を法廷内問題「公正裁判要求」のみに至り化する運動、部落差別を根本から息をうせない日共「民権」「守る会」運動の糾弾斗争否定、歪曲する差別者集団の融和主義に絶対反対し、糾弾斗争の完全勝利に向け、全面撤回をかなた、無実の石川氏の収容から解放の斗争を更に打ち固めねばならない。

☆差別公文書「控訴趣意書」糾弾。
一審「差別」判決の尊重

「控訴趣意書」は訂国政府のようになっている。「もちろん、私共は被害者としての公判に於いて、自らの犯行を認めていたことを否定しようとするものではないとせんと、その被害者自らが、弁護人としても当然尊重致します。」と。いわゆる石川氏の「自白」を尊重して認容し、警察権力が、不当に長期にわたる精神的、肉体的拷問と、「甘言」によって強要したという現実を隠蔽している。

何れも第一審の「自白維持」は権力の部落差別攻撃としての、差別、抑圧の武器としてある。

それは、あらゆる社会的、生得的部門から排除され、石川氏の場合にあっては、教育の一切を奪われ、社会的、法的無知に陥ると区別されていった現象としてあった。そして又、その結果として、弁護士奈何とする者をも理解出来ないうまま、警察官の巧みなる攻撃と

としての長期拘留による不安や恐怖の中で、恫喝や脅迫や「甘言」又は、融和主義的な攻撃の手段、

「自白」をすれば「10年を出してやる」といった脅迫な手段に屈服させていった過程とある事を指摘する事が出来ず、ましてこれを「尊重する」と表明する事によって、弁護士自らが、権力の部落差別攻撃に、徹頭徹尾屈服しかり、石川氏の強迫の斗い（獄中40日に及ぶ）拒絶「食糧拒否」等（する否定し、結果として、「石川氏ウソ」という前提を保ちながら、権力の攻撃に加担する立場を鮮明にする以外の何もものでもない。

更に、それは以下に具体的に展開する如く「控訴趣意書」の差別性として、権力の部落差別攻撃に徹着して屈服していった「法律専門家」として自みうの屈服の現象を具象化しえず、後段の「量刑不当」の項の主張で一挙的に暴露される如く、一貫した「石川氏ウソ

口」の前提を鮮明にしつつ、自ら「差別者として石川氏を権力に売り渡さんとするものである」。

また、権力か、判断策動として作り出した、「弁護士不信」か、部落差別の結果としての社会的無知につけ込んだ攻撃であるという事柄をわけず、石川氏が権力に迎合的であったという風にのみ押さじけなされた点においても、権力の「弁護士不信」を圖4として、彼らの活動を取り締める、「法の精神に照らしてこの攻撃に自なる屈服し、石川氏に初犯の罪を強いたものとして見ておかなければならぬ」。

2. 「訴訟手続の違法性」の主張と「公正裁判の要」
冒頭で上述の部分に続けて、「しかしながら被告の自由にはあまりにも疑問を及ぼす」と述べ、「公正裁判の証明」としては、ほとんど至極明と認められる程の重要な疑問である」と言う。

しかし、これはあくまでも、「石川氏に口」を前提とした上で、訴訟法上の「無罪」を主張するもので

なく、石川氏の「無罪判決」を証明しようとするものとはなっていない。

たまた、一審判決の「差別性を認めず事なかれず」「判決に影響を及ぼす訴訟手続の違法性」を主張することによって「自白の証拠能力」としての証明力を否定しようとするものであり、その意味で「法律論」4として、彼らの活動を切り締める、「法の精神に照らして公正な裁判」を要求するといった向きを示し、何より「一審」「差別」判決に覆られて「権力の部落差別攻撃を前提的に容認し、自から加担、屈服する立場を表明するものとなっている」。

「控訴趣意書」

「控訴趣意書」

「控訴趣意書」

かつ、相当徹底に展開されている論旨は、次のようにまとめられる。

すなわち「自白」の証拠としての価値に疑問があり、その疑問は原審で何ら説明されずに判決が下され、その点で違法性があり破棄されるべきである。(2)「自白」自体にも客観的事実とのくい違いがあり、その信憑性も疑われる。(3)違法な別件逮捕と不当な再逮捕という、法に反した捜査方法をもって得た「自白」には証拠能力がないと述べられている。いわゆる刑訴法上の「控訴申立事由」に依拠しての原審判決に対する「趣意書」の展開である。だが、とりわけ(3)を究明することによって彼らは驚くべき結論に達しているのである。「被告人を人格的に掘り下げてみることは不合理、不自然な内容を言ひ自白を吟味するうえに必要であるし……」として「精神鑑定」を要求している。「被告人の当公判廷における態度に正常であり……」として下された一審内田裁判官の「結果に致している。それは、何よりも、一審判決の部落差別攻撃として

ある「差別性」に屈服し、獄中に孤絶された石川氏の現実と連帯し、法律論として自りを切り縮めた彼らの苦肉の策であり、敗北から導きだされたもの、他ならない。それは実際に権力の攻撃を補完し、完成を「左」から支えたのである。例へば、原審「理」もしくは判決が「予断」を覆られていくことを糾弾するが、その内容は「自白」が「存在すること」を自白そのものの真実性に対する最大の保障とすることは自白に對するいわれなき偏見であり、「被告人に対する許しなたい予断である」と述べ、原判決が客観的事実と理由のくい違いを不同に付すという点において「自白」を偏重し「予断」に覆られており「不当である」としている。しかしそれは単なる「自白」偏重ではなく、その「予断」こそが権力の部落差別攻撃としての差別的偏見と、権力の野望として裁判を部落差別で塗り固めて押し進めたのである。一審に於いて、弁護側が申

請した多くの証人、証拠を一括却下し、採用したのは僅かに被告人の「情状」(「有罪」を前提として)に因する数点でしかないといふ。検察側意見陳述「劣悪な環境に育ったが故に逆進精神が稀なものであり、さうけう部族民ならやりかねない」という差別的偏見に基づいて「大胆な」犯行であるから、細部の食、違いや日自慢の不合理性はとくに足らない」とする一審の理。この差別に流れる権力の階級的野望を見抜き糾弾せしむるに基づく公正裁判要求として「差別性」を覆り隠すことによつてはもはや「狭山差別裁判取り消し、無罪の石川氏の即時釈放」の勝利はあり、さう、そのような弱さこそが「一審の4ヶ月のスピート審理を許したのである。石川氏の生命をめぐる権力との一つくの攻防に弁護団は敗北したのであり、それ故の「弁護不信」であり、^{（注）}和主メを持ちこたへることにより、いさう権力の補完物として、我々の

いに敵対するものとしての彼らの立場を暴露する以外の何物でもないことを見ておかねばならない。
③「俺は殺していい」という石川氏の叫ぶの前に、はつきり自ら犠牲の對象としてあることを、この「控訴趣意書」は叫ぶたにた以外の何者でもないことを見えておかなければならない(本段×印へ)
石川氏はリヤチン達法な別件逮捕として、警察の不当な勾留を受けた。これは事實である。だが、二つの罪について容疑があるならば、二つの罪について逮捕し、勾留せしめ請せし、そして許される期間内にその二つの罪を請せすやきである」と述べることによつて、法律的原則論に具体的事実を解消してしまつた。何より、別件逮捕と「捕」という攻めが、部族大衆のテツチ上げに始まり、客観的物証が何ひとつないのに、向かうまでも「自己」に強要し、無罪の石川氏を「悪徳非道の犯人」に仕立て上げ、権力の口コツな野望のもとにあつたといふこと、これを全くインヤイあるものであるといふ点において、権力の補完物としての彼らの立場が鮮明とされる。

理、は40数日に渡る孤絶の闘い、石川氏に強いられたのであり、部落差別の経緯としての石川氏の社会的愚昧無知と、不安に徹底して突入した傾向と、甘言を騙しての卑劣な権力の攻撃を全く見極め事な出来なかつたのである。更に、石川氏の孤絶の闘いとしてあつた「断食」を捉えて、「オコチ連捕によるミョック」としてしなせられ、さうすることによつて「証拠能力を否定する根拠」としてしなせられなかつたところに、彼らの決定的な謀りが見出せるであらう。

(4) 「精神的下陥」―精神鑑定要求

「趣意書」では、田三(ホス回、ホリ回公判延)に涉つて、「精神鑑定要求」したか、却下され、そのような暴挙は、審理を尽くさなかつた違法であり、被告の裁判をうける権利を否定し、原判決は破棄されるべき」と。そして、この「自白の不合理性の究明のためにも必要だ」と言つた。

①極めて無口である。②学校を極端に嫌悪した。③他人と食事をすることを非常に嫌った。④夢遊病的行動なめ。た。其の諸点を捉えて「異情傾向」を有するものとして判断し、「精神障害者」として烙印を押さんとする事自体、長い間、部落差別に陥つてのうれでまた、部落大衆の現実を捉えて、「異常者」「精神障害者」とする社会意識としての差別的偏見と予断を再生するものであることは明らかである。

①「趣意書」の緒言に、石川氏の五ヶ月に及ぶ、それまでにならなかつた被害者の性格の乖離、精神的偏奇を顕在化したのであろう。と、「部落差別の象」という差別的予断を自明とせしめ、部落差別に陥つてのうれでまた、部落大衆の現実を捉えて、「異常者」「精神障害者」とする社会意識としての差別的偏見と予断を再生するものであることは明らかである。

決し権力の攻撃の加担者として登場している。

現在、刑法理論において、犯行当時「精神的に陥」へ心神経弱・喪失状態」があったことを証明した場合は、「責任能力」のない者、若しくは「限定責任能力」者として刑を減輕されることになるが、もとより、「犯罪」に至る社会的経済的諸条件を無視し、性格、または、「人格の形成」として主体の責任に限定して環元し、責任非難としての刑罰をもって、社会から隔離してゆくという現象の中に、被告人の諸現象の解明する何う成すこともなく陥し込めゆくという「自己」すなわち、権力の差別判断支配としての「精神障害者」攻撃なのであり、まして石川氏の部落差別の現象を抱えて、「精神的に陥」のある者として短絡させることの中に、権力の「精神障害者」差別に服し、それを助長拡大する弁護団の立場を窺うことが出来る。

(カパーニハ)

何よりも、学校嫌ひ、無口、他人と一語に食事しない

こと等は、差別の現象として、「小學校もろくに行かず、幼い時から多量に暴行して来た」等の結果としてあり、又あらゆる生垣関係から排除され、経済的に「下層」を強いられて来たことなど、石川氏の現象に大きな影響を及ぼして居るのであり、これらを全く不当にも「異常性」として求めつけたものである。我々は断固として、この許し難い差別的叙述を、この糾弾の中で徹底して糾弾し、完全撤回を要求する。

8 三人共犯説

「証書」には各所、「三人共犯説のほうは合理性がある」という趣旨の部分がある。

警察調査を精査すると、石川氏を「自己」させるのは過程において、早い時機へ陥る（頃）において「三人共犯説を強要させる」、のちになって（6.26頃）「単独犯」にさせる（頃）しているという事実がある。

客観的事実から推して、これは当然「復讐犯」である。

石川氏の断固たる拒絶の中で、捜査当局は追いつめられ、何故かんでもという野望を露骨にする中において石川氏を「権力の部落差別攻撃のいけにえ」としてデッチ上げているのである。

この現象にも拘らず、弁護士は次のように「共犯説」を強調する。「被告人は犯行現場で脅迫文を書き直した程の事、前担当を頼むに、脅迫状の封筒が緊張を極度に要する状況の中で破られていた（中味をあらためるために）」「首や足をナワズレばって、半死から死に至る棍棒を使つて死体を運んだ」等の諸事実から、「原判決がやっきとつて刺殺しようとする」三

人説」ほうがまだ客観的状況に近い」とか「単独犯に

「が何よりも石川氏の無実の証明に向けて反論されているのは、先にも見た如く、「自己」と客観的事実のい違いを論争点として展開されており、その意味で「石川氏を含む復讐犯説」として構成され、新たに「部落」の青年を権力の手に陥れ殺し、逮捕し、裁判にかけよと主張する以外のものではない、全く独断的偏見に基づく差別的文書であると言えらるであらう。

(6) 法令適用の誤り、又は事実誤認

今更述べて来た弁護団の差別的立場が、この部分とこれに続く「量刑不当」の項に至つて一挙的に暴露される。すなわち、この項で「原判決は強盗致人死亡とすべきであると述べ、明らかに石川氏を「犯罪人」と前提しつつ、容易に故意を認め、下判決は

不当であり、正しくは過失にもとづき致死罪とすべき
ごわや」と主張している。更には続け「(別件)の窃
取は無罪とすべきである」と主張し、全く別をはずれ
た問題を持ち出して、むしろ批判すべきものの立
場が明瞭なはず。

の「量刑不当」の主張

「仮に、原判決のとおり、被告人の罪とせるべき事
実が認められたとしても、被告人に於て死刑の判決
は情状の認定を誤り不当に重刑を科するものである
と、先づ権力の肉体的、精神的痛害と對峙する甘言
、誘導によつて被疑されトソンの「自白」を認め、
積極的に石川氏を「クロ」と決めつけたうえ、情
状に於いて言及するに至る。つまり「被告人の全人
格が明らかなる必要であるのに、証拠は充
分に調べ尽くされたものではない、慎重に公正な
審理の付されたい」と死刑判決を下した」と反論レマ

いる。すなわち警察―検察―司法権力の差別デッサン
が、6ヶ月のスピード「死刑判決」のいかにところど
現われる石川氏の無実、「自白」の虚偽性を徹底的に
「審理」のズサンさとしてのみとり上げ、却つてそれ
を補強レシマツてゐるのである。それは、すでに言

い尽くしたように、何よりも、石川氏の現実に、権力
の攻撃としての部落差別の結果として存り、それに
け込んだ権力の部落差別攻撃リデッサン上げとしてある
以上、石川氏と連帯する道すの自由が阻害レまい、
10のうえに「人格」という抽象概念を云々するに至つ
ては、全く無意味である。むしろ積極的に「石川リク
ロ」に、
石川氏(部落大衆)の、をレマその生い立ち(部落)
の問題にすりかえることこそ、長き歴史に渉つて支配
者階級の部落大衆を「血の職」とする攻撃を許レマ、
た劣弱者階級の現実に他ならない。それ故に「控訴趣

意書」全面撤回は全府知事人民の課題であり、現在も
石川一雄氏の嘆びをふみにじり続けるこの文書の存在
を我々は何處も抱え返していきなければならぬ。

さらにこれは再度「精神鑑定」要求が却下された事
を拵ひはじめ、先に述べた如く「差別的な主張」を繰り
返すに至つてゐる。すなわち「(1)弁護人は原告を回

公判期日及び公判期日の一度に於て、被告人
の精神鑑定を要求した。原告は、被告人の精神鑑

定を行つたが、たにもかわりなく、原告の判決は被
告人の精神状態が健全であり正常であると断言してい
るのだから、(2)だが原判決のあける程度で事由で果

して、被告人の精神状態が健全であると断言すべきもの
だろうか。……弁護人は被告人に精神異常の相当な疑

いがあると思はれる」と短く述べ、その理由として
第一に「本件犯行自体が異常なまでに大胆であり特異
である。……本件犯行それ自体からして、すでに被告

人の精神状態を感ぜざるを得ない」といい、オニに
「被告人……生活にあつた状態と本件犯行は大
きく矛盾する」と、それがデッサン上げとしての矛盾
としてあることを抱えず、「精神異常」としてとらえ
てゐる。しかもオニに「被告人が父に對する憎悪や兄
との単なるいさかい程度のことでは本件犯行を決定した
のだから、そこにはやはり精神の偏りを感ぜさせる
べき述べ、オニに、4項目(前述)に於ける「異常性」
として主張してゐる。ここに至つては判決の不合理性
の一切を「精神異常」に派レ込め、「精神障害者」差
別の下に石川氏の抹殺を宣言したのである。

被告は其等弁護面は部落差別の結果としてあつた
石川氏の様々な現実に抱えず、「精神異常の結果」と
いい、しかも被告「どうした理由として」被告人
が小さい頃から父の手を離れて世に放りこいたこ
とを家庭愛の不足や苦しい劣勢が被告人の精神に何々

があつたからあのうに大抵は犯行を犯したのだ」とする差別公文書に糾弾斗争の対象に選んだのである。これが戦力の攻撃に両手をあげて駆上した上に、精神書に差別によつて石川氏をよめて三百万部落大衆を抹殺せんとしているのは何れも確認すべきに通る。ある。5年3月石川氏は弁護団全員の解任するのがある。石川氏にクロロを主張する弁護団「控訴趣意書」を糾弾し、それを切開することはごく当然のことであつた。しかし、弁護団はそれにすつて、自らが部落差別に屈服し、その結果改に差別公文書「控訴趣意書」を生み出したことについて、どこまでその結果としての解任について一切自己批判することなく「大々的圧力の結果」などとは外化して地を方しかすることが出来た。又それは単に弁護団の問題にとどまらず、全く全労働者人民に投げかけられたものであつた。だがそのことは陰謀イデオロギイのまははるがけつた「控訴趣意書」を否認し、単に公

正義判要「一エン罪事件」に切り縮めんとする日共「守る会」の反動的路線の中に今お生きつづけて、支配者階級の裏の裏面を見抜くことと、再尾の巧い巧言に弄弄されたいのである。現在の斗争の力「一控訴刑不当の項を主張したい」といわせしめたい。にもおけわらず、我々はこの「控訴趣意書」の撤回を単に法廷手続上の問題（無実が証明されなければ）用だ、反動的だに決して終わらせるのには付く、それを支える基礎の根柢をこそを解体し尽くさなければならぬ。その根柢に目を付けたことにすつて、「一エン罪事件」にその総括を求めた結果から導かれる運動は、糾弾斗争を否定し、「再尾人民主義」とすることによつて、斗争を法廷内のみで切り縮めんとする役割をはたか停たない。したがつて糾弾斗争、石川氏の現象の中に三百万部落大衆の運命を、部落の完全解放をかけた斗争に公然と改訂し、武装解除させ、戦力の軍事を導き入れるもの以外の何ものでもないのである。

昨年1月、井坂軍官に至る斗争は何よりも石川氏の無実を解明にし、部落差別攻撃の中でデッサン上げられた差別裁判であることを明らかにし、部落解放の斗争が全人民的課題としてあることをつぎだし、石川氏を即時釋放する斗争の徹底がわれわれものである。この斗争の斗争の中で、日共「再尾人民主義」と、それに支えられ、斗争の経緯とすつて「控訴趣意書」の全面撤回がさらに重要性を増して来たのである。井坂のあとをついて、日共「支配者階級の「最後の切り札」として登場した、再尾によつて再開され、再捕一回公判で才大頭「量刑不当」に閉れては「主張し付いて」という形で、撤回が忘れられている。だがそのことは、糾弾斗争の前進に押されて「一控訴刑不当」を完ちと、奥の石川氏を「犯人」として書いた「控訴趣意書」が登場した根柢をこと取り、把え返し、打ち砕くべき

この批判を行つてつづいて付ければならぬ。前述した如く決定的段階をわけていゝる現段階にある。これは、全面撤回を完ち取り、石川氏の5万母に及ぶ見陳述を完ち取り、「一控訴差別裁判取り消し、無実の石川雄氏即時解放」を現象のものとしてやめられたい。なぜか再尾は「控訴趣意書」の全面撤回に至つてはいない斗争の末には「再尾人民主義」に「早期釋放」「死刑判決」を公然と宣言したのであり、何れもこの再尾の野望を粉砕し、石川氏再選を要現し、付けば付けないのである。



「仲行訴訟趣旨を著し、今一面撤回したるに
れた手紙の任務

前項まで、我々は「仲行訴訟趣旨」の具体的な
内容上の差別性の批判で、石川一雄氏を軸とする糾
弾斗争の中における反動的立場を明らかにしてきた。

これは、彼山差別裁判糾弾斗争の全人民的立場を、
打ち続く公判糾弾斗争の前進の中で、（中略）とわけて擧げる

課題になっている。ここに、由緒公判斗争以降、組織
闘争者の組織的参加にも示される如く、部落解放同盟

と労働者階級の共同斗争の推進として、（中略）の
闘争の中で三つにわたっている時、まさにその共同斗争
の階級的団結の質を問うものに他ならないからである。

「彼山差別裁判取り返し、無差別石川一雄氏即時釈
放」を、この高揚し、闘争権力、司法権力、そして差
別行政の非階級的対峙を続ける糾弾斗争の中になら

れる時、我々は何故、無差別石川氏を、（中略）に
差別闘争を受けねばならぬものかをうかがひとる。

とを要請されている。そして、何故に現在も、不当拘留・差
別弾圧を耐えられ、「死刑判決」・抹殺攻撃にさらされ
ているのかを、直視するべきを要請されている。

それはまさに、恒久的な失業・半失業という、資本主
義は必然的にその支配と搾取のために生み出す「階級的
闘争人口」の中に、ヌルヌルと階級支配のフウビとして
固定化せられ、一切を奪われてきた「三百万部落大衆の
理想」と、それを「闘争」として権力ヌルヌルワイヤーの
支配を直視するところに他ならない。

90年代、90年代の、日本帝国主義の復讐の確度、（中略）の
労働者人民、部落大衆を連帯に至らせるならも、この
「彼山差別事件を直視すること」は階級的差別斗争の条件

、部落差別攻撃に直視することによって、完成されたとい
うのである。「部落経済成長戦略」下での強権取り・強権

奪の攻撃は、中小企業・倒産・部落大衆の破壊、零細農
業の解体、（中略）に
部落大衆に最も痛ましい重圧を耐えるならも、日本の敗北

階級、社会排中主義への転化、労働者階級の斗争の、いわゆる「泰三方式」による「組合主義」「経済主義」への体系化の中で、その「二重階級機構」が形成されていくのである。これは同時に、その中で絶えず爆発する部落大衆の、そして労働者階級の斗争の展開に、自衛的・防衛的の組合に別れて、警察権力、司法権力、そして行政権力、あるいは扶助統制、諸管理存在を画して、「控訴趣意書」全面撤回の斗争を全人民のものとしてい配者階級による暴力的圧制に、部落差別攻撃・差別、ならなければならない。

また、「控訴趣意書」は、この60年代前半の階級斗争の代表の集中的表現として存在している。そこで、この「血の戦」の戦を許してこそ労働階級の斗争を、根本的に受容していく作業に他ならない。石川一雄氏の四の故日闘にちなみにはなるが、警察権力の攻撃の下で「労働者不信」を抱き、あけくの果ては、一團に別ける「

ある点でいる時、それ故に、この「控訴趣意書」全面撤回は全人民的課題として更に鮮明につきまなければならない。さらに、現在日本帝國主義の侵略反革命・新植民地主義支配の展開に、全労働者人民の擁護取り強収奪、政治的抑圧の転化に別れて、画策し、斗争に別れている労働者階級、全人民の斗争の階級的発展を別けて、この「控訴趣意書」全面撤回の斗争を全人民のものとしていなければならない。

それは、ますます部落差別に別けられるため労働者階級の攻撃を別け得ず、それ故に別れ、部落大衆への「血の戦」の戦を許してこそ労働階級の斗争を、根本的に受容していく作業に他ならない。石川一雄氏の四の故日闘にちなみにはなるが、警察権力の攻撃の下で「労働者不信」を抱き、あけくの果ては、一團に別ける「

狭山差別裁判糾弾斗争で全勝利、無実の石川一雄氏の尊厳を回復のものとして斗争取る糾弾斗争の、まさに起るべきにある。それ故に、更新べき糾弾斗争に別ける、日共系糾弾団にその「一部」闘争不当の頂点を張らなければ、という言辭——まさにそれ、井尾の「一部」闘争不当の頂点を撤回するのである——という、去廷内での司法権力の斗争の突破口を言わねばならない。——を我々は、断固として拒絶

的課題を自ら獲得し別れ斗争である。とりわけ、この狭山差別裁判糾弾斗争を、「公正裁判——エン・ロー事件」に別けて、一マルシェヨフ民主主義的野党に切り縮め、権力マルシェヨフの狭山差別裁判の推進に石川氏の林級攻撃に別ける階級的野党を喰ひ、全労働者人民の斗争の階級的発展に別れて、裏切りなり別れある日共系糾弾団の「一部」闘争不当の頂点を撤回するのである。——を我々は、断固として拒絶

し、この一言は石川一雄氏の11年間の獄中での不屈の斗争を踏まえて、「三百万部落大衆の連帯」を別け、血の戦を闘うものには他ならない。とて、全人民の前につきまねていこう。それは、同時にこの公判糾弾斗争のほんたうな強さとして、異議論に別れていく作業に他ならない。

我々は、全労働者階級、労働者階級で、「狭山差別裁判糾弾斗争で全勝利、無実の石川一雄氏即時尊厳」を別けて、支那者階級に別ける階級的野党を喰ひ、全労働者人民の階級的発展に別れて、裏切りなり別れある日共系糾弾団の「一部」闘争不当の頂点を撤回するのである。——を我々は、断固として拒絶

それは、斗争の中で無実が明らかになったばかりで、闘争不当の頂点を撤回しないのせいで、この味方である「シベキはあ」の糾弾団に別けられ差別公判書の根本

苦闘の勝利の運動は、このマルシェヨフ階級支配を別け、オッカリに別れない。「控訴趣意書」全面撤回の斗争は、決してそれ自体としてあるのではなく、狭山差別裁判糾

弾正の基本的方針を決めるものとしてあり、何より、差別化する目的―非民の「結盟」死刑判決」の要請を断固
も非民者所犯のこの戦犯、犯罪を徹底的に勝ち取る
ものとしてつぎつぎに示している。
集める。

如き等の裁判を吾輩に、今、狭山差別裁判は決定的
な段階を印している。三月三日、非民の差別的証人採
取決定―全ゆる証人、証人の却下―の攻撃は、如き
等の裁判の戦いにつづけたる攻撃である。それは、石
川一雄氏を「戦」として、三百名部落人衆、全非民者
人民への、差別と迫害、搾取と弾圧、そして他民族抑
圧と侵略の軍閥への道に他ならない。

狭山差別裁判糾弾同盟は全人民の連帯である。
そして、部落差別攻撃の風を全非民者人民の
斗いの根本的変革―勝利への道をむけて、「控訴書
書」全面撤回を要求するものといふ。
何れいも、無実の石川一雄氏即時尊厳。我々の斗い
の理想を具現する基礎であり、勝利の標竿である。
石川一雄氏即時尊厳の回復を、更に全面撤回の

青木英五郎并論「自由維持と部落問題」に批判、及び、その背 景である日共「部落問題研究所」の狭山差別裁判糾弾斗争への 批判、部落差別の拡大・助長糾弾。

1. 青木英五郎氏の并論は糾弾斗争の前進を明らかに
規定されている。

狭山差別裁判再開公判の更新手続き并論の中で、青木英
五郎氏は「自由維持と部落問題」なる并論を行ない、狭山
差別裁判の公判再開において、はじめて、この事件の根柢に
ある部落差別の問題を提出した。その意味として、大ま
く分けて、2点に分けられる。オ1には、青木氏のこの并
論は、この間のとりわけ、11月27日以降の再開公判斗争へ
の多くの部落人衆、労働者、学生の結果と、差別裁判に対
する怒り、糾弾の斗いの高まりに規定されていることであ
る。オ2には、しなにもなわたり、部落差別のとりえ
なにも十分性、限界というよりも、もっと根本的な誤りを
有しており、それなかに部落差別を拡大助長し、又、部落
差別との斗いを既成主義に屈服せしめていくものとして位
置していることである。

すなわち、オ1の意味に照らして言うならば、再開公判にお
ける弁護団の更新手続き并論の内容に明らかなく、大體
定書、三大物証とてきとめられた客観的事実と、無実の石
川氏をいらいれた、ウソの「自由」とのくいちがいを明らかに
する、立証していく段階から、明確に、その成果の上に立
ち、石川氏は無実であり、警察―検察が「犯人」にデッチ上
げている事実を、提示し、それが唯一部落差別に基いてな
されていることを明らかにしていることである。そして、
公判斗争の前進と相まって、オ1、オ2、パンフで明らか
にしたように、狭山差別事件、差別裁判の政治的背景、すな
わち部落差別を温存し、拡大助長し、労働者人民の分断支配
にくみこんでいる日共―フルジョアジの狭山差別裁判にな
ける野望をつちかき、オ1、オ2、デッチあげをデッチ上げた
しめ、未だ石川氏を責め返してはいない要因である、労働者階
級の部落差別への屈服と、部落階級斗争のとりくみの立ちお

単なるエン罪事件に止まっている。その事は白土の部落差別
の把握にわづら根本的誤りに歸因し、部落差別の拡大・助
長として表われている。

「差別裁判だ」と言ふ大にして批判すべきは「石川君の精
神鑑定をこぼし」と再三弁護団が申請しているにもな
らぬが、これを却下したところである。……「良百姓のヒム
ノ弟に生きた未開校部落の石川君は、小五年生も満
足に行かず、多量な、軌座の小僧、百姓の手伝、土手と
戦々と職を更えたのでした。……不幸な石川君に、判
決をきかして裁判長は「わらいたら一回参りに」
行きたれと言つた気持ちは今でもあるか」と尋問し、ついに

に肯定する言をさせて、死刑判決したのです。……「う
う裁判のなだつたならこそ、石川君の心理状態、社会
知識つまり一般生活という証拠もないのに殺した」と
自由を維持している石川君の精神状態を、弁護団は、科学
的に証明して、石川君の無実を証するものとしたのです。こ
れこそ「差別裁判」の真実を究明するものだったのです。
（「部落」の目録）

こうして強弁こそは、一読して明らかな様に、権力・ヌ
レシマアジの部落差別の拡大・助長と、その忠実な執行

機関たる警察・検察・司法「一体となつて、部落差別を利用し

た石川代への攻撃、三日月部落大家への服従を促す、一
切の石川代は性格「精神状態」におしこめるものである。……
「うう不幸な」という意識にありつけよう、権力の部落
差別、部落は愚の温床」という攻撃に屈服し、むしろそれに
のつたつて形で、同情をあらわすという、部落差別を許さず、
部落の完全解放に向けてこの事とは全く無縁な、むしろその
斗いを融和主義へひきずりこむものとしてある。とりわけ、
石川代を「精神異常者」ときめつけ「精神鑑定」を要求して
いるのは「精神鑑定者」差別に歸づく、要するに部落差別であ

るに重要なのは、こうして主張をもつて部落差別に屈服
し、見放さなかつた為に、石川代の信頼を得ることのでき
ず、有罪となつた「精神鑑定」を要求するに至つた白土
系弁護団の擁護をいふことである。彼らは弁護活動の不
十分性として、①石川代が取調警察官達を信じて、弁護団を全
く信頼しなかつたこと、②裁判所の予断と偏見によつて、弁
護人申請の証人調べや鑑定請求が大幅に却下され、真実究明
の道がとられなかつたこと、③弁護団に代る物價的、
精神的支援は全くなかつたこと、④部落差別の拡大・助長、た

り仕方がなかつたんだと、何れ、弁護活動の不十分性、斗いの弱さの根柢にある。部落解放斗争へのとりくみの立ち遅れを教訓的に総括しようとはしない。

部落解放戦線が全日本青年会連合会に提出した「……なぜ一時の間にせよ弁護団が自衛隊におちいり、たなを、自ら反省しつづめ、明らかにする」とである。社会意識としての部落民に対する差別観念に無意識のうちにとらわれていたなりこそ、認識した事を自分で批判しなければならぬ。

……たなもこの目で批判こそ、事件、裁判の正統を明らかにする最大の力である。……という正しい指摘は、随分、日本共産主義運動が部落差別と斗い得てこなつたに、諸問題を理解している人も、理解できない人も「無愛の石川事件の痛切な反省として、部落を主眼に倒けた斗いの前進の問題としてとりえなえし、答えていかねばならぬ」。にものなわらず、石川君の自由維持の根本は「警察官の口を閉じた」などというところにあるのではなく、部落差別を理解してこなつた弁護団にあるところの事です。……これこそ、部落という外ありませんか」「部落」「月」……と、中田弁護人を非難している。日共を非難しているのは、外だと居直つていふのである。

この様な居直りと、部落差別そのものの主張から、日共は「石川君が法廷で陳述した」「警察官が10年ぶりでやるといふ約束を信じ」「自由を維持していた」といつその心理状態を部落問題の観望から早急に、解明される様、部落問題の関係をひきだしている。……これこそ後でふれる、平井清隆論文「狭山事件と部落問題」から、青木英五郎の弁論に覆ぬかれていく大きな基軸である。

……そこでも一つの基軸は、「神を信じる人も、信じない人も、社会愛をも、社会愛をも愛に自民党を支持している人も、部落問題を理解している人も、理解できない人も」「無愛の石川青年会校の」という一更で結果と、行動に立上らねばならぬ。……考へ方のなかり非難しあつていなるなり石川君は殺され、こきつ、と絶叫しているのです。……という主張から引きだされていく結論である。

……この主張は明らかで、まだなかに部落差別に屈服している労働者人民の現状を固定化するものであり、部落差別への屈服をとりえなえし受服し、部落解放に向けた斗いを現代としていくもので、マスの力によって、狭山差別裁判を取り消

させ、無愛の石川君を尊いかなし、狭山差別裁判と闘争

の勝利を斗いつてゆくのではなから、部落差別と云ふのは、最も大きなと権力の側面になら、労働者人民の目算と斗いの前進を阻害し、法廷内のみ問題をワイルド化させておくものではないか。……さうして彼らの差別性を否定した、公正裁判要求路線は、権力の攻撃に耐えて、マルジョア民主主義の枠内で斗おうとするものであり、部落を衆をいじめとする労働者人民に、権力の攻撃に屈服する事を強要するものである。

「裁判は、たな単に罪を裁くことだけであら、それによつてなつていふ明らかな社会を生みだすことでもある。」「部落」「月」……等といふ数語は、マルジョア国家権力機構への幻想に満ちた彼らの、狭山裁判を長くなるものは、部落差別との斗いを、拒否した単なる裁判技術上の幾い色い闘争に止る。

青木英五郎の弁論も、さうした裁判の手續上の問題としてのみ、展開されていくに過ぎない。……次に、青木英五郎の弁論の内容の検討に入る前に、より直接的な、弁論の背景を見ておく。

(4) 青木英五郎弁論の背景

青木英五郎の弁論に際しては、終極に因る「部落」「月」……に詳しく展開されていふ、又彼自身、弁論の中に於ても、触れている。

……「……この「自由維持と部落差別」の問題については、部落問題研究所の報告で、取り組む事決定されて以来、4年間、研究所の五任部長に於て、青木弁論士、木村研究所理事を中心としてよく考えています。……自由公判における青木弁護人の弁論は、法律部口での報告、討議をふまえて行なわれたいものであり、従来裁判の中ではほとんど解明されていくなつた「自由維持」の問題を部落問題とのなかりで解明しようとしたものです」といふ、彼らの、自算の下に、部落問題研究所「日共の路線の下に提出されてきた弁論である」とな明らかになつていふ。

その内容の要約は前に展開した所であるが、マスの法律部会に、討論資料」として提出された平井清隆の論文「狭山事件」と部落問題は討論の内容を把握するものとして、又前述した彼らの路線を最も論理的に表わすものとして存在している。同時に、青木英五郎の基軸を解明につくものとして位置

している。

「ほぼ石川君と同時代の未開部落の青年に小中学校の教師として招聘した西平井氏は、長年『同和教育』に於てあり、俵山差別裁判で却下された、証人申請に苦しみつゝ、証人として彼の論文から、彼方どのような態度と内容で、同和教育にたがひたり、俵山差別裁判において証言を行なつとしたのかを把握することゝできる。

それはさうして、部落差別であり、部落差別を更に拡大・助長する主張に賛かれています。

「石川一雄君の自由維持について」という副題のついた二の論文は、「自由維持について」部落問題の認識と浪住部(6)落二石川君の学力と部落の青少年の被暗不性」警察権力に弱いもの六つの章に分けられていて、とりわけ後の二章が最も端的にその事を露呈している。

彼は「わたしは一般的には説明をたがひたいと思つた。石川君の自由維持の謎は、わたしを、部落の中に育つた青年であり、差別の中で大きくなった青年である」とき、客観的に、科学的に述べ、部落差別の現実が、石川君という一人の人間を、どのような人間に仕立て上げるものであるか

をつぶさに明らかにすることによってのみ可能であると思つ」と問題設定を行なつていゝ。そして「重要な実」として「石川君を犯人」として、調べ上げた関係警察官が、部落問題にどのような認識を持ち、どのような行動をしてたかを調査して明らかにすることと裁判長、検察官、弁護人の諸君が、部落問題をどこまで取り上げ、部落問題についてどのような認識を持つて石川君の心情にどう入り、石川君の言動をどう分析・検討したかの二史をあげ、その問題設定に基づいて論旨を進めていゝ。

かくして、その問題設定自体、客観的に科学的に定まらう」といふ大言は語自体、自由維持の問題を石川君一人の問題に押しこめ、部落差別の現実が、石川君という一人の人間をどのような人間に仕立て上げるものであるか」といふ言辭に秘められた、部落差別の現実を、不幸な環境」とみなす立場から発せられていゝ以上、差別的、融和主義的かまゝでいゝのである。

しかも重要な実として提起されていゝ二つの問題は、彼らは一瞥して、俵山差別裁判に賛かれています差別性を否定した

「インシデント」を主張していゝ。と併せて考えれば、さういふ。更に彼は「わたしは、あるとき催眠術をする友人のつゝ、わたしは語りを書きしてゐる。すなわち、彼らの言つたの4年間について自由維持と部落問題の探究、カーン部落大家、労働者人々の自覚と俵山差別裁判と闘ひの現代に結びついたものではないかと、単なる裁判所への陳情書的作文の作成になつていゝといふことである。

その事は「部落の青少年の被暗不性」警察権力に弱い」を一読すれば、更に鮮明となる。

「部落の青少年は、非常に被暗不性が強い」といふことである。しかも、この被暗不性には「一つの特質がある」といふ。更に、この被暗不性は、人に対する異常なまでの信頼性、義理人情に厚いという形で表われ、等々として、平井氏は「被暗不性、特質性、異常なまでの、等々の、さうして、特別な表現でもつて、あなたも部落大家の性格が偏向してゐる。異常であるものゝつゝに之がさだかるとしてゐる。この様に書く事自体、差別的偏見でなくなくである。部落差別に感服し、部落差別を行ない、差別発言を行なつていゝことに、全く気がつかずして、同和教育の、専門家、と自認する彼自身は、要するに差別者でなくなくである。

さういふ。更に彼は「わたしは、あるとき催眠術をする友人の話を聞いて……わたしはフラスコの子供に試みたらとなつた。どうも部落の子供は、催眠術のわたしはセッティングするほど完全に、容易に催眠状態に入つてこつたのであつた。わたしは面白くなつて、いろいろな子供に、同じことを試みたが、一般の子供には、同じようには通じなかつた。そして、教師といふ、子供が、部落差別を見抜き、部落差別と闘ふ姿勢をつちかつていくことを援助すべき重要な位置にありながら、逆にその立場を利用して、催眠術の魔眼を行ない、あなたは部落の子供、あなたは一般の子供」と差別した等、又、部落の子供は「時限だ」とする差別的独断を得意げに報告してゐる。そこで彼は、11年に亘つて、獄中で、自らの無実を訴へる部落差別への教訓をもち、闘ひ取つてゐる石川君、そして石川君の運命を三百万部落大家の運命としてとらへてゐる。部落大家に唾を吐きかけて、次の様に主張してゐる。石川君もおそろしく、一筆書きの暗黒の二二二二二二二二二二を維持しつづけたものであると考へらる。そして石川君はその暗黒にたかり、虚構操作される素顔、生活環境、生活経歴などの、すべて条件を備へてゐる典型的な部落青年であつたと考へらる。

「石川一雄君が、別件で逮捕されて事件もいつ天犯罪を
逃げていたことは、彼も又警察権力に対して、異感のほど
に驚かっていたことである。」

「島田、矢張、無実さなど、差別が作りだした悪徳とてつ
る社会の空気の中で成長した部落の青年を、犯罪者に仕
立てあげようとして、これを叩けば埃はいくらでも出てく
る。彼らを犯罪者に仕立てあげる為には、これを自由によ
る選挙するにしろ、警察官にしろ、これはばいむつなとい
ふことだ。」

そして、自分が部落差別を受けていた罪を、自分が部
落差別などない事と錯覚している彼は、九件のゴッ天犯は、
罪などという事実認識はもとより、全くの差別的独断で
もて石川氏の言い、そして三月九日部落大衆の斗いに前対
し、部落差別といふに立ち上らんとする云々の行動者人
民を攻撃してゐるである。

「島田、矢張、無実さなど、差別が作りだした、悪徳と
てつる社会の空気の中で……」というところを、被告は
「家が貧困であつたため、小学校も満足に行つてゐたで
あつた。十一、二の時、父母のもとを離れて農家の留守番に
なつた。」

行くつらになつたが、その石川被告は、なすオになすまで、
の農家を襲撃し、家庭的愛情に育まれて少年時代を過す
といわけにはいかなつた。この様子は環境は被告人に對して

社会の状況に對する違法精神を稀薄ならしめる素地を与え
て、被告人の人格形成に影響を及ぼしてゐる事、これは想像
に難くない。とする攻撃の差別論者と、何の変わりもない
に、被告である。そして、これを叩けば、埃はいくらでも出
てくる。と言つて至つては全く権力の立場以外の何物でもな
い。そして、この差別を拡大助長する論を、平井代を
寺尾裁判長が、三月二十二日公判に至る部落問題に關する証人
を色々と弁護側が提出した証人、証人の殆んどを却下して反動
的証人指揮と、何々何々も石川代を犯人にすつてあげ、死刑
にせんとする野望は断固として拒絶してゐる。ならば、

証人の一人に予定されては平井代、このやうな差別的論文
に基づく発言も、我々は決して許さず、糾弾してゐる。は
なり、青木氏五部代にたいしては、差別的であつたとしても、
その様な平井代の差別的性を批判し、むしろ積極的、そ
の弁論の基礎としてゐることは、結局のところ、平井差別裁判の
勝利を導くものでなく、日帝・寺尾の野望を露いなく、融
和主義にたいしては、反動的、しるものに他ならない。で

③ 青木弁論の反動性について

のはじめ――

この弁論は、あくまでも狭山差別裁判糾弾斗争の前進
の中で、この裁判が差別裁判であることを司法権力にの
きつけた初の文書であることこそが確認せねばならぬ。い
ふか、三月九日寺尾裁判長による差別的証拠採用決定
という重大な攻撃を迎え、我々は、権力にこの暴露を
許した更新系統一弁論協会の斗いがはるかに弱々として
問題となつてはならない。何よりこの弁論は、「狭
山裁判は差別裁判である」という根拠に於て決定的な誤
りを犯しているのであり、差別裁判を明言している結果
のみをどうして良とするには決してならない。以下、
この弁論の誤りを三つに分けて批判してゆく。

① 根底に流れる「真の敵は支配階級」論の致
命的誤り――

この弁論に於て昌頭、青木氏は、この裁判が差別裁

判と呼ぶわけを、理解する為には、「差別する側」と

「差別される側」との基本的関係を明らかにしなければ
ならない。と述べている。深い自己反省のもとに「差
別される側」に立たねば、この事件の真相は判らない。と
いふのである。では、「差別される側」に立つといふ
のは、どういつのことか。我々は、狭山差別裁判糾弾斗争
を闘つ中から、無実の石川氏のアップをアップ上げ
たらした力を見つけた。石川氏を「社会的、法的無知
に陥しこめた戦後一貴した日帝ブルジョアジーによる部
落差別攻撃とその下に進められた差別行政。そして更に
は、部落大衆を絶えずその「犠」として支配の強化を進
めつた極端権力。司法権力。そしてそれらの打ちおろ
す部落差別攻撃に屈し、差別分析支配のフビエにづなが
れている全労働者人民。石川氏を「犠」にせんとする
死刑判決攻撃は、更にこれを強化し確立するものとして

て無実の石川氏の頭上にぶら下がっている。それはさ
らに70年代中期の日帝フルジョアジの新植民地支配の
展開と、その中で激動する階級的政務に打ち込まれるア
サビに他ならない。

我々は、そのクサビを打ち砕くべく、この部落差別の
現実から決して目を背けることなく闘いを構築していかな
ければならない。デッサ上げをデッサ上げたらしめた
カをこそ打ち砕き、「カマ、オラの石川氏を生み出したな
い」といって結果としてゆかなければならない。そして
それ故に狭山差別裁判闘争勝利は、まさに、部落
完全解放の礎であり、石川氏の現実を、「三百万部落大
衆の運命」に他ならないのである。

だが、この青木弁護論は、「差別される側」にたつ
というところをもって、部落差別攻撃その闘いを「反省」
の問題、「自覚」の問題にすりかえている。部落解放の
闘いは、まさに行政権力、警察権力、司法権力との、生
命をかけて部落大衆の苦闘の中で闘いあげられ

てきた。青木英五郎氏が部落大衆の差別の現実を積極的
にたどつてはなかつた。まさにこの苦闘を對象化し得ず
、全労働者人民にかけられた差別分析攻撃を見抜く得ず
、それを個々の人々の「経験」の問題に還元してしま
つたことを抱えなおしておかなければならないだろう。
我々は、ここに「理論的考察」の「量利不当」の項を
「主張しない」という一節撤回から、一貫してはうん
でいる現在の糾弾斗争の限界をみてとれる。それは、この
「量利不当」の項が全文を貫く権力の攻撃へ「石川ワロ
」への屈服の集中的表現としてあり、石川氏の「弁護
士不信」こそ現在の石川氏を中軸とした公判糾弾斗争を
進めるにあたっての出発点として切開しなければならな
いにもかかわらず、決してそうはなっていないことであ
る。それは、五月大検検事の差別陳述のなかで、公然と
、「中田弁護士」は、優秀な弁護人だ。石川氏が、警察
の甘言など信じるはずがない」とその弱みにつけこみ、
逆さにとつた攻撃を許すに至った。

(5) 石川氏がウソの「自白」を述べた背景 について――

前項、青木氏の「自白」論と部落問題における論の中
での、「差別する側」とする側の主張の批判として
きた。そして、現実的に、警察・検察・司法権力の攻
撃を貫徹することができず、石川氏の部落差別の現実を
何ら對象化し得ず、石川氏の組織上「弁護士不信」を
招いたのが弁護士であるのであることを見てきた。そ
れ故に、この差別攻撃その弁護士の、単なる法律家御
家としての立場を脱出し、このことを身をもって経験
しない限り、この差別攻撃とは全く対峙し得ないとい
ふのである。

弁護は後に、弁護士への不信をあらわした権力の
様々の攻撃について述べているが、その権力への増悪
は翻つて、それに対峙し得なかった弁護士が、それ
故に石川氏にも又、権力の攻撃への屈服を強いたとい
う自らの責任を振り返らずには居られないはずである。

だが、石川氏の「弁護士不信」に根をうつ対応を「常
識」は考えられぬ。彼と味方の転倒しと彼らは決みつ
たのである。

弁護は、弁護士不信の問題にたつて、「被害者の社会」
階級の「反転」が、原因であった。と述べているが、当
時の石川氏の現実こそ部落差別攻撃の真中で、それに
対峙する武器をう持てず、社会的法的原理を強いられ
ていたものに他ならない。「私は、自分が弁護人、
警察に囚われている時に自分のために弁護人をつい
てくれたことがどういふ意味があるのか本当にわか
っていないのです。どういふ仕事をすると、極端
な言い方をすれば自分にとって敵が何の意味もな
かへえし、どうも判らなかつたような状態にいたの
であります」という石川氏の言葉こそ、まさにこの弁護
士の態度に対する糾弾として受けとらねばならない。
それは、日帝フルジョアジの強権取り強収奪政治
的抑圧の下で、様々な闘い、苦闘する労働者人民・部

落大衆が、支配者階級の巧妙な攻撃で、歴史的に作りあげられてきた現実の中で、その善悪判断の壁を打ち破り、真に勝利への結末をなする斗いの奮闘の要請に他ならない。青木弁論のごとく、この様に被告の立場を敵、味方を転倒していたのであるなどという言葉は、その論理の要請をインペイし、一切を部落大衆のせいにし、権力の攻撃に語きをあげてへりくだるものに他ならない。それ故にこの言葉は、単に弁護士の糾弾にとまらず排外主義のなつばの中に混迷し、部落差別のこうした現実を承けてしまっている日本の労働者階級人民への鋭いつきつけとして、現在も発せられつづけている事を忘れてはならない。

弁論は更に続いている。被告が敵、味方の転倒をし、警察側の云つことを一方的に信頼した背景には、差別された環境の中での生活史から生み出された部落の人特有の性情がある。青木氏は、平井清雄の「狭山裁判は単に石川君が殺されているのではなく、さ

きに部落が殺されている」という言葉を引用し、石川さんの「自白」維持の根拠には部落問題がある。と述べているが後の弁論の展開を見ればこの言葉の意味は次の様に明かされる。

「石川さんの「自白」維持の根拠となったのは、石川さん及び部落の人特有の精神的偏奇であり、これは差別された環境の中での生活史を見なければ理解できない。その生活史とは、「貧困」「長年児童」「低成績」「度重なる転校」という「典型的な被差別部落の青年の生活史である。その生活史の中から「部落外の人に対しては二種の心理的警戒体制をとるが、ひとたび人を信じたとなると正邪を論ぜず地獄の果てまでその人と共に歩こうとする」という特殊な性情が生じる。だから石川さんの関心者に対する「異常なる」の「信頼関係を生ぜしめる原因となったのは部落差別である。この様に部落差別が「自白」維持の根拠であるとしても、結局は部落大衆の「精神的偏奇」に

その原因をたずねるものである。我々が「精神的偏奇」の原因をたずねた時に、我々もまた「精神的偏奇」の原因をたずねる。その手がかりとして、我々がたずねるべきは、差別された環境の中での生活史から生み出された部落の人特有の性情がある。青木氏は、平井清雄の「狭山裁判は単に石川君が殺されているのではなく、さ

に部落が殺されている」という言葉を引用し、石川さんの「自白」維持の根拠には部落問題がある。と述べているが後の弁論の展開を見ればこの言葉の意味は次の様に明かされる。青木弁論のごとく、この様に被告の立場を敵、味方を転倒していたのであるなどという言葉は、その論理の要請をインペイし、一切を部落大衆のせいにし、権力の攻撃に語きをあげてへりくだるものに他ならない。それ故にこの言葉は、単に弁護士の糾弾にとまらず排外主義のなつばの中に混迷し、部落差別のこうした現実を承けてしまっている日本の労働者階級人民への鋭いつきつけとして、現在も発せられつづけている事を忘れてはならない。

差別された環境の中での生活史から生み出された部落の人特有の性情がある。青木氏は、平井清雄の「狭山裁判は単に石川君が殺されているのではなく、さ

に部落が殺されている」という言葉を引用し、石川さんの「自白」維持の根拠には部落問題がある。と述べているが後の弁論の展開を見ればこの言葉の意味は次の様に明かされる。青木弁論のごとく、この様に被告の立場を敵、味方を転倒していたのであるなどという言葉は、その論理の要請をインペイし、一切を部落大衆のせいにし、権力の攻撃に語きをあげてへりくだるものに他ならない。それ故にこの言葉は、単に弁護士の糾弾にとまらず排外主義のなつばの中に混迷し、部落差別のこうした現実を承けてしまっている日本の労働者階級人民への鋭いつきつけとして、現在も発せられつづけている事を忘れてはならない。

4 青木英五郎氏弁論批判

のまとめ

以上、青木英五郎氏弁論の背景とその内容の検討・批判を行なつてきた。それはまことに、狭山差別裁判に實効を及ぼした差別性を陰に、^三「エン罪」論から公正裁判要求路線を主張する日共との全面的な材決である。すなわち、日帝の差別分断支配への屈服と、排外主義に労働者人民を統合せんとする日共との全面的差別と材決を通して、徹底して、部落差別攻撃、融和主義攻撃に打ちつた姿勢を打ちつたに過ぎない。狭山差別裁判に及ける日帝・寺尾の野望、又、狭山差別裁判の強制的遂行を、三百万部落大衆、労働者に及ける日帝の攻撃を打ちつたことは、十分な事を明らかにすることである。

我々は未だ、無実の石川氏を、三百万部落大衆のものと、部落解放斗争のその手にとりおどろかすことのない我々の斗いの弱さを、とうえかえねばならない。そして、日帝・寺尾の「早期決審」死刑判決に策動はも

とより、それに屈服し、あるいは、それとどうポーズをとらなからち、実のところ、狭山差別裁判糾弾の斗いを、融和主義に歪曲し、日帝・寺尾の下に、石川氏、三百万部落大衆をうりつけたといふ、反動的策動を一切許すことなく、何かなんでも、無実の石川氏をとりもどす、狭山差別裁判糾弾の完全勝利をたらとつて、いかなるものでもない。

「石川の自白」には任意性があり、警察の取り調べには作為性はなかつたといふに過ぎない。寺尾は、再開公判以降「部落民ならこんなことでもやりかねない」という、一審・内田差別判決を踏襲し、無実の石川氏を「死刑」に追いこまんとする、日帝の急先兵として登場してきた。そして、「集中審理」早期決審に策動を繰り出す。大規模争の差別的意見陳述をつけて、ついに、3月22日弁論団の提出した証拠、証人をほぼ全面的に却下すると、この差別的証拠採用決定を行なった。

我々は、徹底して、大規模争の差別的意見陳述、寺尾の差別的証拠採用決定に打ちつて糾弾していかなるものでもない。なごみ、石川氏の獄中は年に及ぶ斗い、三百万部

落大衆の「石川君の運命は三百万部落大衆の運命」とした斗いに徹底して答へてはあらず、これらの差別的政策を許して行った事を、痛苦にとらえなえさぬばならない。

その大きな問題史の一つに、「控訴趣意書」を差別文書とはなり、「量利不当」の項だけ述べないという明らかなき確証を、青木英五郎氏弁論、そして、「部落問題」に関する証人申請と続く、日共の樺山差別裁判糾弾斗争に対する、融和主義的敵対を、実践的にならなく、完全勝利の道を全面的にうらみためされていらない問題がある。そのことが、大槻検査の「中田弁証人は優秀な弁証人だ。石川氏は警察の甘言にだまされろはすなわち」という差別意見陳述と、それをうけた、寺尾の「部落問題に関しては勉強している」という態度、差別的証拠採用決定を許していった弱さとして、たちあらわれているのである。

我々は、青尾の差別的証拠採用決定に対する、單なる反論一般として、又、青木英五郎氏弁論に賛否を附

以外の何ものでもない

「差別」はあくまで「情状」であつて、多量に「エ
ノ罪」にあるなどという主張は、一貫して、狭山差別
裁判の差別性を否定して、「エノ罪」事件と主張して
きた譯小と、その反動性が、石川氏の云ひ、部落解放
同盟を中心とした淡泊な部落大衆、労働者の糾弾斗争
の高揚の前にバクロされてきたことを自づ認めこける
のである。

そして、ローザンへの屈服と、それに骨のヌイまで
いたりきった彼らは、石川氏の無実を鮮明にする事と
従山差別裁判に實ぬみれた部落差別を徹底して糾弾し
ていふことが分離したものであり、部落差別が二一罪
事件の単なる一要素にすぎないと強弁し、法廷での同
是に一切を切りうちめ、徹底して、日帝一寺尾の攻撃
への屈服を、部落大衆、労働者に強要せんとしてくる
のである。

青木英五郎氏が、
 其に「良心」に即ち大衆の現

石川氏をとりもどしていく斗いをうらみ、日帝一
尾の「早期決着、死刑判決」の野望を補完するもので
ある。

そうであるが故に、我々は、徹底して、この青木英
五郎氏非難にはうまぬた、根本的誤りを批判しつつし
無量の石川氏をうばいぬえし、狭山差別裁判を糾弾し
て、実践的力としていかなるものなり。

まことに、去る3月22日、差別的証拠採用決定に
象徴される攻撃が、激化する労働者大衆の憤激の増大
と斗いへの決起に対して、無量の石川氏を「いけにえ
し」とすることをもち、三百労働大衆を、差別分析
支配の「いけにえ」とし、ブルジョア専制支配を強化
する、日帝の一きよ的攻撃として、現出しているのだ
あり、その集中的環としての部落差別攻撃として、打
ちあうこれである。

我々は、一切の妥協、融和を排して、全力をも
つて、無量の石川氏を即断とりもどす、完全勝利に向

けて斗い抜かなければならぬ。

まさに、部落完全解放の斗いの前進と日本の階級三
多の飛躍をみたした歴史的事業の只中に、この狭山差別
裁判糾弾斗争の成果があることを、全人民のものと
つぎだして、5月23日、そして打ち続く「結審、死刑
判決」攻撃を全人民の覚悟で打ち砕こう！

IV 日帝一きよに呼吸した日帝社会排外主義の抬頭と山 い抜き、狭山差別裁判糾弾斗争完全勝利を打ち取れ。

以上、「控訴趣意書」「青木英五郎の片断」の詳細
な検討を行ってきた。この中で、狭山差別裁判糾弾斗争
の現段階における社会排外主義と日共差別者集団の
本性は明らかとなった。

部落解放同盟に対する敵対、破壊攻撃は、この向の
で展開されている。

我々は、狭山差別裁判糾弾斗争完全勝利を叫び取るに
あつて、如き差別を拡大し、日帝わがの別動隊となつ
て労働者階級への支配を貫徹しようとする日共社会排
外主義の暗躍を断つ、真正面から対決し、日共の影響
下にある労働者大衆を我々の陣営に奪い返さなくてはな
らない。この事業理実のものとする事が我々の任務であ
る。では、この任務遂行へむけた我々の斗いの方向、向
き、に組織せんとしている。

この向の山いの高揚に対し、その成果を歪曲し、サシ
奪せんとする攻撃や、デッチ上げ「正常化運動」「守
それは、この向の日共社会排外主義が、今春大攻

合主義に上り易れ、國家權力根據の獲得一ツロシヤリ、

本工組合主義の經濟的利益の押込み、この二つを並置

マ隨處形成への道を推しつゞき、その上を舊口の時

ヤセんとてゐる節マレとの三つでもある。

類支配の設計する節マレの線に、節マレを配つてきた

二つの三つの節マレの中を節マレの手をとりて、節マレを

日本の労働者階級の三つに、節マレの支配のワレを、

々は、節マレ、節マレ、節マレの三つに、節マレを、

節マレ、節マレ、節マレの三つに、節マレを、

節マレ、節マレ、節マレの三つに、節マレを、

の果由の支配として、節マレの支配の三つに、節マレを、

節マレ、節マレ、節マレの三つに、節マレを、

大體、全労働者、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

節マレ、節マレ、節マレの三つに、節マレを、

故、日本は、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

この二つは、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

ゆつ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

この二つは、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

この二つは、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

上は、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

この二つは、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

この二つは、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

この二つは、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

この二つは、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

この二つは、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

この二つは、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、

この二つは、節マレ、節マレ、節マレ、節マレ、